

日本国民のパーソナルアーカイブ構想(2) —個人基本データ検索機能の検討—

村上 晴美[†]

[†]大阪市立大学大学院創造都市研究科

筆者は個人の人生の記録を永久保存する国家的なしくみである日本国民のパーソナルアーカイブ構想を提案している。本稿では、その一機能である個人基本データ検索機能の検討を、戸籍の続柄に基づく検索に焦点をあてて行った。まず、戸籍法に基づき、表示する内容と、閲覧できる対象者の範囲を検討し、次に、基本設計を行った。最後に、簡単な家系の例を作成しシステムの操作と画面イメージを確認した。本機能は、将来日本国民による戸籍検索が可能になった場合の戸籍検索システムのプロトタイプとして位置付けることができる。

A Concept for Personal Archive of Japanese Citizens (2) - An Investigation into the Facility of Retrieving Personal Information -

MURAKAMI Harumi[†]

[†]Graduate School for Creative Cities, Osaka City University

I previously proposed a concept called the “Personal Archive of Japanese Citizens” that allows Japanese nationals to (a) record the digital data they want to keep and (b) retrieve such data and personal information. In this paper, I investigate the latter facility that helps users retrieve personal information using the relationship stored in the “Koseki” family registration system. First, I investigate what kind of data should be displayed and whose data they can see based on Koseki. Second, I designed the facility’s basic function. Third, I show an example of family history and how the system works. This facility can be dealt with as a prototype of a future “Koseki retrieval system” in Japan.

1 はじめに

筆者は、個人の人生の記録を永久保存する国家的なしくみである「日本国民のパーソナルアーカイブ」構想を提案している[1]。本システムの主な目的は、日本国民が個人の人生の記録や作成したデータを残し、後世の人間が閲覧できるようにすることである。本システムは、個人基本データ（氏名、性別、出生年月日、出生地、身分事項など）を蓄積する個人基本データベースと、個人作成データ（テキストや画像など、公開対象者と期間の設定ができる）を蓄積する個人作成データベースから構成される。個人基本データベースは戸籍の一部を利用することを検討している。

システムには、ログインした日本国民が使用できるログイン状態と、誰でもシステムを使える非ログイン状態がある。ログイン状態では、日本国民が、自己の個人作成データの作成、自己の個人基本データの閲覧、特定他者の個人基

本データの閲覧、特定他者の個人作成データの閲覧ができる。非ログイン状態では、誰でも、公開対象者を限定しないで作成された、公開期間内の個人作成データを閲覧できる。

図1にシステムの概要を示す。

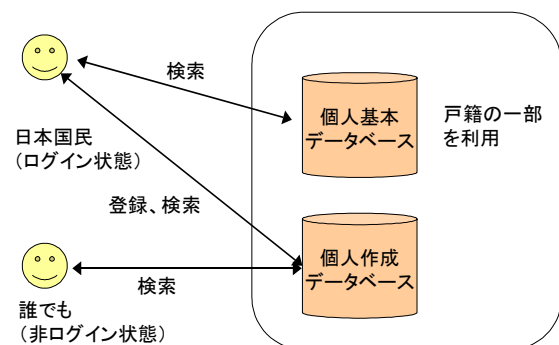


図1：システムの概要

[1]において個人基本データの検索が可能で

あるとしたが、詳細は未検討であった。本稿では、個人基本データ検索機能の検討を行う。

以下、2 節では個人基本データ検索機能の概要、3 節で検討課題、4 節で基本設計を述べ、5 節で簡単な例を示し、6 節で関連システムとの相違点を論じる。

2 個人基本データ検索機能

個人基本データ検索機能（以下、本機能）の目的は以下のとおりである。

- (1) 特定他者（自己の身内や先祖や子孫、以下同様）の存在を知る
- (2) 特定他者の個人基本データの閲覧
- (3) 特定他者の作成した個人作成データの閲覧

本稿では続柄に基づく個人基本データ検索に焦点をあてる。日本国民がログインしている状態において、続柄をたどることにより特定他者の存在を知り、その個人基本データの全部あるいは一部を閲覧する。

図2に続柄に基づく個人基本データ検索の概念図を示す。続柄をたどることにより特定他者の存在を知り、その個人基本データの全部あるいは一部を閲覧する。特定他者が、自己が閲覧可能な個人作成データを作成している場合には、閲覧できる。

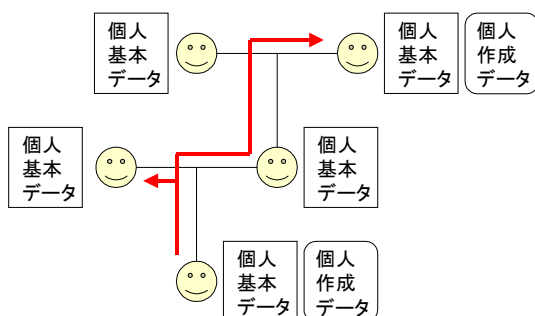


図2：続柄に基づく個人基本データ検索の概念図

3 検討課題

3.1 前提

1 節で個人基本データベースは戸籍の一部の利用を検討すると述べた。しかし、除籍簿の保存期間は80年であり（戸規5条4項）、本機能を実現するには法改正が必要である。本研究では、戸籍法と関連する法律を改正して「新しい戸籍」をつくり、その戸籍のデータの一部を利用することを前提とする。その際、現在の戸籍制度におけるプライバシー上の問題（後述）を可能な限り排除する方向で検討したい。

以下では、現在の戸籍に基づいて本機能を設計する上で、筆者が最も重要であると考えられる検討課題を2点述べる。

3.2 どのような内容を表示するのか

本機能の主な目的は特定他者の存在とそのデータの検索であるが、その観点からみると、現在の戸籍には不要と思われる項目がある。たとえば、推定相続人廃除の裁判確定の記載は相続のためには必要であるが、本機能においては不要であろう[2]。

また、現在の戸籍には氏名のよみかたの記載はないが、出生届にはよみかた欄があり、戸籍に記載されてもよいのではないかと考える。

上記のように、現在の戸籍には存在するが不要と思われるもの、現在の戸籍にはないが便利であると思われるものを洗い出して検討する必要がある。

3.3 誰の記録を閲覧可能にするのか

元来戸籍は公開の原則であるが、近年ではプライバシーの配慮から戸籍簿や除籍簿の閲覧制度は廃止され、戸籍謄抄本の取得は制限されている[3]。本機能において、誰の記録を閲覧可能にするのか、閲覧の範囲を検討する必要がある。

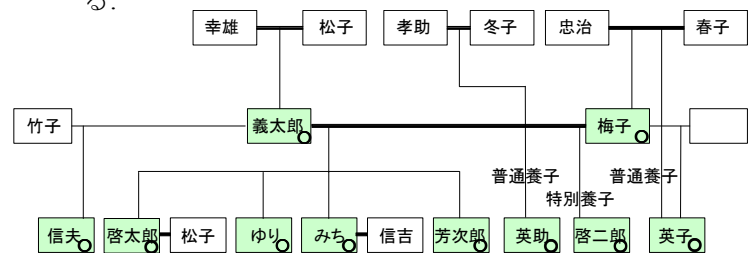


図3：戸籍法施行規則附録第六号 戸籍のひな形より起こした家系図

図3は「戸籍法施行規則附録第六号 戸籍のひな形」の例から書きおこした家系図である。義太郎が筆頭者である戸籍に、名前の右下に丸印のある人物が記入されている。丸印がないものは、戸籍内の人ではないが、戸籍内の人との身分事項などから、ある時点の氏名がわかる人物である。

戸籍法では自分が記載された戸籍謄本や除籍謄本を取得できる（戸12条の2ほか）。この例では、丸印の人物は、自分の記載された、義太郎筆頭の戸籍謄本を取得できる。そのことにより、たとえば、梅子が義太郎との婚姻前に出産した子である英子が、母の夫である義太郎の婚外子である信夫の出生年月日やその母の竹子の過去の氏名を知ることができる。

このように、戸籍謄本の取得を参考にして本機能の閲覧の範囲を決めると、プライバシーの問題が大きいと考える。このようなことがおこる背景には、英子の氏を婚姻後の梅子と同じにするために、英子を義太郎筆頭の戸籍に入籍させたことがあり、その背景には、戸籍が個人単

位ではなく家族単位であることや夫婦同氏制度がある。これは民法の規定による。

筆者は、本機能における閲覧の範囲としては、戸籍抄本の取得を参考にすればよいと考える。戸籍法では、戸籍抄本を事由なしに取得できる範囲は、本人、直系血族、配偶者である。

本研究では、過去の日本文化を反映している日本国の法令を基にしつつ、国際的な動向や将来の変更も視野に入れて対応できるように設計したい。たとえば、戸籍が個人単位に変更されたり、夫婦別氏制度が可能となった場合を考慮したい。

4 基本設計

4.1 方針

- (1) 誰の記録を閲覧してもよいかについては、戸籍抄本の取得を参考とする。すなわち日本国民である直系血族と配偶者とする。
- (2) 現在の戸籍の内容に、西暦、個人 ID[4]、氏名のよみかた、住所（戸籍の附票）[5]を加える。
- (3) 現在の戸籍の内容から、本機能の目的に関係ないと思われる記載や、プライバシーの問題があると思われる記載は省く。
- (4) 自己及び死亡した他者についてはすべての内容を閲覧できる。
- (5) 生存している他者については必要最小限の内容を閲覧できる。
- (6) 戸籍が個人単位に変更されたり、夫婦別氏制度が可能となった場合でも対応可能とする。

4.2 画面設計の概要

まず、すべての内容を見ることができる場合の画面について設計した（図 4）。

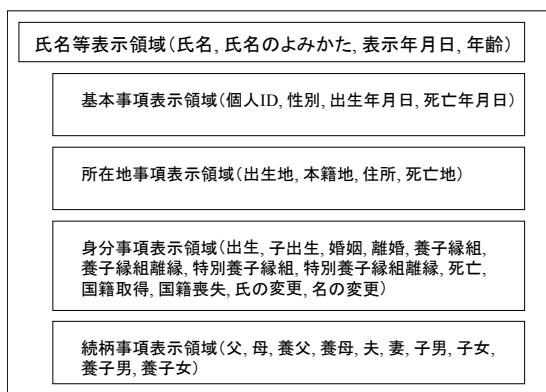


図 4：画面設計（詳細画面）

画面は (1) システム利用時の年月日と氏名などを表示する氏名等表示領域、(2) 個人 ID、性別、出生年月日など、個人を特定する基本事項を表示する基本事項表示領域、(3) 出生地、本籍地、住所など場所に関わる所在地事項を表示する所在地事項表示領域、(4) 出生、婚姻、死亡

などの身分事項を表示する身分事項表示領域、(5) 利用者が探訪できる人物の氏名を表示する続柄事項表示領域の 5 種類からなる。

4.3 表示領域の詳細

4.3.1 氏名等表示領域

氏名等表示領域は、システム利用時の年月日と氏名などを表示する領域である。表 1 に氏名等表示領域の表示項目を示す。

氏名は変わることがある。生存者の場合は、システム利用年月日での氏名、氏名のよみかた、年齢を表示する。死亡者の場合は死亡時の氏名と氏名のよみかた、年齢を表示する。

表 1：氏名等表示領域

項目	表示内容	備考
氏名	利用年月日の氏名	死亡者の場合は死亡時
氏名のよみかた	利用年月日の氏名のよみかた	
表示年月日	利用年月日	
年齢	利用年月日の年齢	死亡者の場合は死亡時

4.3.2 基本事項表示領域

基本事項表示領域は、個人 ID、性別、出生年月日など、個人を特定する基本事項を表示する領域である（表 2）。

個人 ID、性別、出生年月日、死亡年月日を表示する。個人 ID は生存している他者の場合は表示しない。

表 2：基本事項表示領域

項目	表示内容	備考
個人 ID	個人 ID	自己あるいは死亡した他者の場合
性別	性別	
出生年月日	出生年月日	
死亡年月日	死亡年月日	死亡者の場合

4.3.3 所在地事項表示領域

所在地事項表示領域は、場所に関わる所在地事項を表示する領域である（表 3）。出生地、本籍地、住所、死亡地があり、それぞれ、変更などの際に年月日とともに表示する。

表 3：所在地事項表示領域

項目	表示内容	備考
出生地	出生地と年月日	
本籍地	本籍地と年月日	
住所	住所と年月日	
死亡地	死亡地と年月日	死亡者の場合

4.3.4 身分事項表示領域

身分事項表示領域は、出生、婚姻、死亡などの身分事項を表示する領域である。身分事項は年月日を持つ。身分事項には、他者との身分関係が発生するものと発生しないものがある。

表 4：身分事項表示領域（他者との身分関係が発生）

項目	表示内容	備考
出生	出生年月日、氏名、氏名のよみかた、親の氏名	子に表示
子出生	出生年月日、子の氏名	親に表示
婚姻	婚姻年月日、配偶者の氏名	夫と妻に表示
		配偶者が外国人の場合は、配偶者の氏名、出生年月日、国籍を表示
離婚	離婚年月日、配偶者の氏名	夫と妻に表示
養子縁組	養子縁組年月日、養親または養子の氏名	養親と養子に表示。 養親の場合は、養子の氏名を表示。 養子の場合は、養親の氏名を表示
		養子が外国人の場合は、養親に表示。養子の氏名、氏名のよみかた、出生年月日、国籍を表示
養子縁組離縁	養子縁組離縁年月日、養親または養子の氏名	同上
特別養子縁組	養子縁組年月日、養親または養子の氏名	親と養親と養子に表示。 親の場合は、子の氏名を表示。 養親の場合は、養子の氏名を表示。 養子の場合は、養親の氏名を表示
		養子が外国人の場合は、養親に表示。養子の氏名、氏名のよみかた、出生年月日、国籍を表示
特別養子縁組離縁	養子縁組離縁年月日、養親または養子の氏名	同上

他者との身分関係が発生する身分事項とし

て、出生、子出生、婚姻、離婚、養子縁組、養子縁組離縁、特別養子縁組、特別養子縁組離縁を設計した。これらは、他者の続柄と氏名を表示する（表 4）。

他者との身分関係が発生しない身分事項として、死亡、国籍取得、国籍喪失、氏の変更、名の変更を設計した。表 5 参照。

表 5：身分事項表示領域
（他者との身分関係が発生しない）

項目	表示内容	備考
死亡	死亡年月日	
国籍取得	国籍取得年月日、氏名、氏名のよみかた、前の国籍	
国籍喪失	国籍喪失年月日、取得した国籍	
氏の変更	変更年月日、新しい氏名、氏名のよみかた	
名の変更	変更年月日、新しい氏名、氏名のよみかた	

身分事項に関しては、現在の戸籍法とは大きく異なる点が4点ある。(1) 戸籍法では子の出生は親の身分事項に存在しないが、本機能では「子出生」という身分事項を作成した。これは、親から子を見る利便性のためと、プライバシーに問題があると思われる「認知」をなくすためである。(2) 戸籍法では入籍時に筆頭者と同じ氏となるため、たとえば婚姻による入籍の場合に身分事項として「氏の変更」の記載はないが、本機能では「婚姻」と「氏の変更」を別の身分事項として表示する。これは将来の夫婦別氏制度も視野にいれている。また、将来、氏や名の変更は本人の権利であるという考え方が主流になった場合にも対応している。(3) 入籍、転籍、就籍、推定相続人の排除、未成年者の後見など、本機能において必要ないと考える身分事項をなくしている。(4) 国籍取得と帰化など、本機能において区別する必要がないものは統合している。

現在の戸籍に存在して本機能で存在しない身分事項は、(a) 本機能では不要なもの、(b) 身分事項としては不要だが別の事項として必要なもの、(c) 別の身分事項を使用するもの、に分けられる。表 6 に、戸籍法施行規則 35 条における「身分事項欄に記載しなければならない事項」の本機能での扱いを整理する。

表 6：戸籍法施行規則 35 条における
身分事項欄に記載しなければならない事項

	戸籍法施行規則 35 条	本機能
(a)	失踪、離縁の際に称していた氏を称すること、離婚の際に称していた氏を称すること、親権、未成年者の後見、姻族関係の終了、推定相続人の廃除、国籍留保の意志の表示、日本国籍の選択の宣言、外国の国籍の喪失	不要
(b)	入籍	本籍地変更の場合がある
	分籍	
	転籍	本籍地変更
	性別の取り扱いの変更	性別変更
(c)	認知	子出生を使用
	生存配偶者の復氏	氏の変更を使用
	婚姻、離婚、養子縁組、養子縁組離縁、入籍などに伴う氏の変更	
	就籍、帰化、国籍の得喪(取得)	国籍の取得を使用
	国籍の特喪(喪失)	国籍の喪失を使用

4.3.5 続柄事項表示領域

続柄事項表示領域は、利用者が探訪できる人物の氏名を表示する領域である。続柄と氏名の対を続柄事項と呼ぶ。氏名等表示領域に表示された人物の、父、母、養父、養母、配偶者、子、養子に関して、続柄と氏名を、この順番に表示する(表 7 参照)。ただし、システム利用者(自己)から閲覧可能な範囲(本人と直系血族と配偶者)に限定する。特別養子は、養親に対しては子、養子に対しては父母として表示する。

戸籍法では嫡出子は長男、長女、非嫡出子は男、女などのように表示されるが、プライバシーに配慮してすべて子とし、性別を表すために男、女をつけ、出生順に表示する。養子についても男、女をつけ、出生順に表示する。

表 7：続柄事項表示領域

項目	表示内容	備考
続柄	利用年月日に閲覧可能な人物の、続柄と氏名	父、母、夫、妻、子男、子女、養父、養母、養子男、養子女と表示

4.4 画面の種類

生存している他者のプライバシーに配慮して、(1) 自己簡易画面、(2) 自己詳細画面、(3) 他者簡易画面、(4) 他者詳細画面の 4 種類を設計した。

(1) 自己簡易画面は、最初に表示される画面である。氏名等、基本事項、最新の所在地事項、

続柄事項を見ることができる。詳細画面の表示項目を減らして見やすくすること、あまり見たくない過去に関わる事項を表示せずにシステムを利用可能とする目的で設計した。(2) 自己詳細画面ではすべての表示領域が見える。これは自分の記録を確認し、間違っている場合に訂正を求めるためである。(3) 他者簡易画面は、生存している他者を經由して他者を探索することが主な目的である。プライバシーに配慮して、氏名、氏名のよみかた、性別、出生年月日、続柄事項のみを表示する。(4) 他者詳細画面は、死亡した他者の表示画面である。表示項目は自己詳細画面と同じである。

表 8 に表示できる項目を整理した。

表 8：画面の種類と表示項目

	自己簡易	自己詳細	他者簡易	他者詳細
対象者	自己	自己	他者(生存者)	他者(死亡者)
氏名等	○	○	○	○
基本事項	○	○	△個人ID以外	○
所在地事項	△最新	○	×	○
身分事項	×	○	×	○
続柄事項	○	○	○	○

自己詳細画面と他者詳細画面は既に図 4 に示した。自己簡易画面を図 5 に他者簡易画面を図 6 に示す。

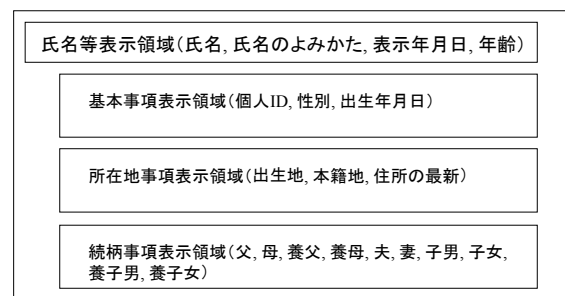


図 5：自己簡易画面

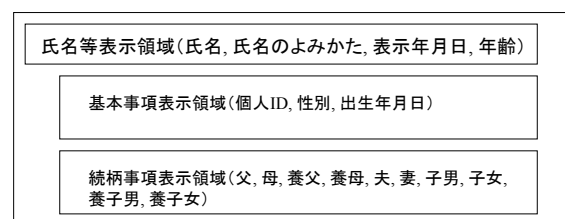


図 6：他者簡易画面

5 例

5.1 設定

図7に架空の家系図を作成した。

太郎を中心に説明する。太郎の父は一郎である。一郎の父は久、母は順子である。太郎の母は花子である。花子の父は良雄、母は美枝子である。花子は、洋子を産んだ後に一郎と結婚し、太郎と美樹を産んだ。太郎は由美子と結婚し、由紀子が生まれた。離婚後、浩美と結婚し、次郎が生まれた。正を養子にした。由紀子は充と結婚し、優子が生まれた。由美子の父はジョン、母は由子で、ジョンは外国人である。正の父は真、母は知代である。良雄、美枝子、久、順子、花子、次郎は死亡している。

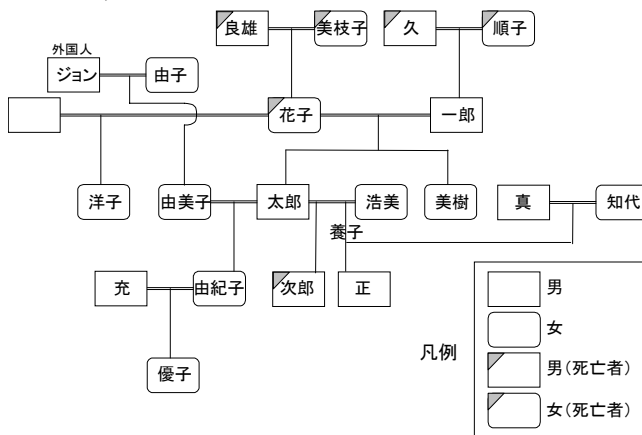


図7：家系図

以下では、時間と視点の違いにより、誰のどの内容を閲覧できるかを中心に説明する。

5.2 太郎の視点1

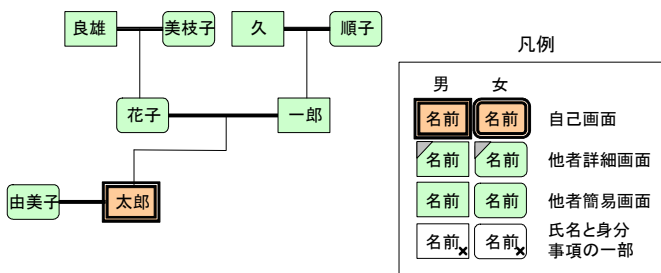


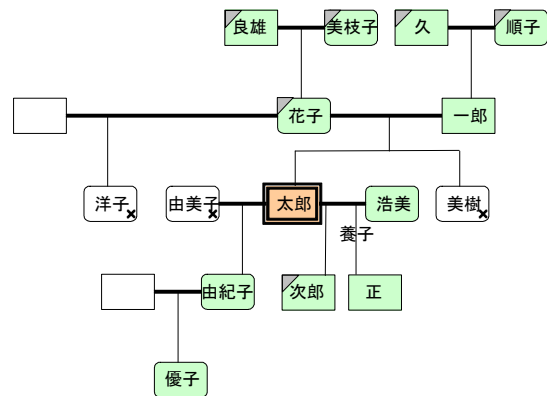
図8：太郎の視点（1986年11月30日）

図8に1986年11月30日に太郎から存在が見える人物を示す。直系血族と配偶者がすべて生存しているため、彼らの他者簡易画面を閲覧できる。

5.3 太郎の視点2

図9は2006年11月30日の太郎の視点である。背景色付き[6]の人物の他者画面（生存者は他者簡易画面、死亡者は他者詳細画面）を閲覧できる。名前の右下に×印のついた人物については、自己または他者画面の身分事項の記載よ

り当時の氏名を知ることができる。



(凡例は図8と同じ)

図9：太郎の視点（2006年11月30日）

(a) 太郎の自己簡易画面（図10）

続柄表示領域には、父、母、妻、子、養子の、現在の氏名が表示される。娘、由紀子の氏が変わっていることがわかる。続柄表示領域の氏名を選択すると、その人物の他者画面を閲覧できる。

「詳細」を選択すると、自己詳細画面に切り替えできる。

山田 太郎（やまだ たろう）

平成18(2006)年11月30日現在、46歳
詳細

個人ID	1960-0080301	
性別	男	
出生年月日	昭和35(1960)年2月1日	
出生地	大阪府大阪市AA区AA1-1-1	昭和35(1960)年2月1日
本籍地	大阪府大阪市BB区BB2-2-2	昭和35(1960)年2月12日
住所	愛知県名古屋府FF5-5-5	平成7(1995)年7月10日
父	山田 一郎	
母	山田 花子	
妻	山田 浩美	
子女	中川 由紀子	
子男	山田 次郎	
養子男	山田 正	

図10：太郎の自己簡易画面

(b) 太郎の自己詳細画面（図11）

山田 太郎（やまだ たろう）

平成18(2006)年11月30日現在、46歳
簡易

個人ID	1960-0080301		
性別	男		
出生年月日	昭和35(1960)年2月1日		
出生地	大阪府大阪市AA区AA1-1-1	昭和35(1960)年2月1日	
本籍地	大阪府大阪市BB区BB2-2-2	昭和35(1960)年2月12日	
住所	大阪府大阪市CC区CC2-2-2	昭和35(1960)年2月1日	
住所	京都府京都市DD区DD3-3-3	昭和54(1979)年3月27日	
住所	宮城県仙台市EE区EE4-4-4	昭和60(1985)年3月25日	
住所	愛知県名古屋府FF5-5-5	平成7(1995)年7月10日	
出生	昭和35(1960)年2月1日	山田 太郎(やまだ たろう)	父: 山田 一郎; 母: 山田 花子
婚姻	昭和60(1985)年3月5日	妻: 佐藤 由美子	
子出生	昭和62(1987)年5月7日	子女: 山田 由紀子	
離婚	平成2(1990)年6月10日	妻: 山田 由美子	
婚姻	平成7(1995)年7月7日	妻: 松山 浩美	
子出生	平成8(1996)年12月30日	子男: 山田 次郎	
養子縁組	平成13(2001)年5月5日	養子男: 小川 正	
父	山田 一郎		
母	山田 花子		
妻	山田 浩美		
子女	中川 由紀子		
子男	山田 次郎		
養子男	山田 正		

図11：太郎の自己詳細画面

身分事項表示領域より、最初の妻の氏名が佐藤由美子、次の妻の氏名が松山浩美、養子の氏名が小川正であったことがわかる。子の氏名と出生年月日がわかる。前妻の由美子は続柄事項には表示されず、他者簡易画面を閲覧できないが、自己詳細画面の身分事項に当時の氏名が記載されている。

「簡易」を選択すると、自己簡易画面に切り替えできる。

(c) 父、一郎の他者簡易画面 (図 12)

山田 一郎 (やまだ いちろう) 平成18(2006)年11月30日現在, 66歳

性別	男
出生年月日	昭和5(1930)年10月13日
父	山田 久
母	山田 順子
子男	山田 太郎

図 12 : 一郎の他者簡易画面

妻が表示されないので、母の花子の死亡時には婚姻状態でなかったことがわかる。

(d) 母、花子の他者詳細画面 (図 13)

山田 花子 (やまだ はなこ) 平成18(2006)年11月30日現在

個人ID	1930-0180101		
性別	女		
出生年月日	昭和5(1930)年3月10日		
死亡年月日	平成17(2006)年8月7日		
出生地	広島県広島市GG区GG66	昭和35(1930)年3月10日	
本籍地	広島県広島市GG区GG66	昭和5(1930)年3月12日	
本籍地	大阪府大阪市EB区EB2-2-2	昭和31(1956)年11月30日	
本籍地	広島県広島市GG区GG6-6-6	昭和35(1960)年6月18日	
住所	広島県広島市GG区GG66	昭和5(1930)年3月10日	
住所	大阪府大阪市CC区CC2-2-2	昭和31(1956)年11月30日	
住所	広島県広島市FF区GG7-7-7	昭和35(1960)年6月18日	
死亡地	広島県広島市FF区AA1-2-3	平成17(2006)年8月7日	
出生	昭和5(1930)年3月10日	鈴木 花子 (すずき はなこ)	父: 鈴木 良雄, 母: 鈴木 美枝子
子出生	昭和25(1950)年2月8日		子女: 鈴木 洋子
婚姻	昭和31(1956)年11月30日		夫: 山田 一郎
氏の変更	昭和31(1956)年11月30日	山田 花子 (やまだ はなこ)	
子出生	昭和35(1960)年2月1日		子男: 山田 太郎
子出生	昭和37(1962)年7月4日		子女: 山田 美樹
離婚	昭和35(1960)年6月18日		夫: 山田 一郎
死亡	平成17(2006)年8月7日		
父	鈴木 良雄		
母	鈴木 美枝子		
子男	山田 太郎		

図 13 : 花子の他者詳細画面

死亡したため、他者詳細画面ですべての情報を閲覧できる。身分事項表示領域より、母の子である異父姉の鈴木洋子(出生当時)と妹の山田美樹(出生当時)の存在が身分事項よりわかる。父とは結婚して離婚したことで、婚姻時には氏を変更したが離婚時には変更しなかったことがわかる。

(e) 妻、浩美の他者簡易画面 (図 14)

子としては、浩美との間の子、次郎だけが表示される。一緒に養子縁組した養子の正が表示される。姻族をたどることはできない。

山田 浩美 (やまだ ひろみ)

平成18(2006)年11月30日現在, 46歳

性別	女
出生年月日	昭和35(1960)年9月23日
夫	山田 太郎
子男	山田 次郎
養子男	山田 正

図 14 : 浩美の他者簡易画面

(f) 娘、由紀子の他者簡易画面 (図 15)

中川 由紀子 (なかがわ ゆきこ)

平成18(2006)年11月30日現在, 19歳

性別	女
出生年月日	昭和32(1987)年5月7日
父	山田 太郎
子女	中川 優子

図 15 : 由紀子の他者簡易画面

孫(由紀子の子)ができていることがわかる。由紀子の母の由美子は太郎から見て前妻であるため表示されない。

(g) 孫、優子の他者簡易画面 (図 16)

中川 優子 (なかがわ ゆうこ)

平成18(2006)年11月30日現在, 0歳

性別	女
出生年月日	平成18(2006)年5月1日
母	中川 由紀子

図 16 : 優子の他者簡易画面

太郎から優子の父(由紀子の夫)は見えない。

(h) 息子、次郎の他者詳細画面 (図 17)

山田 次郎 (やまだ じろう)

平成18(2006)年11月30日現在

個人ID	1996-0879898		
性別	男		
出生年月日	平成8(1996)年12月30日		
死亡年月日	平成11(1999)年4月2日		
出生地	愛知県名古屋府区EE1-2-3	平成8(1996)年12月30日	
本籍地	大阪府大阪市AA区AA1-1-1	平成8(1997)年1月5日	
住所	愛知県名古屋府区FF5-5-5	平成8(1996)年12月30日	
死亡地	愛知県名古屋府区DD2-3-4	平成11(1999)年4月2日	
出生	平成8(1996)年12月30日	山田 次郎 (やまだ じろう)	父: 山田 太郎, 母: 山田 浩美
死亡	平成11(1999)年4月2日		
父	山田 太郎		
母	山田 浩美		

図 17 : 次郎の他者詳細画面

現在の妻との間の子であるため、父母ともに身分事項表示領域と続柄表示領域に表示される。

(i) 養子、正の他者簡易画面 (図 18)

山田 正 (やまだ ただし)

平成18(2006)年11月30日現在, 5歳

性別	男
出生年月日	平成13(2001)年1月1日
養父	山田 太郎
養母	山田 浩美

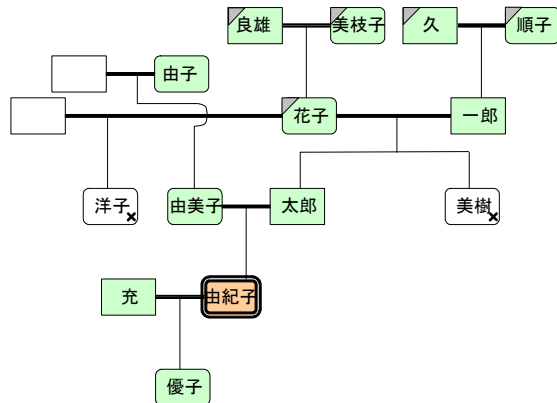
図 18 : 正の他者簡易画面

実の父母は表示されない。

以下では、すべて2006年11月30日時点とする。

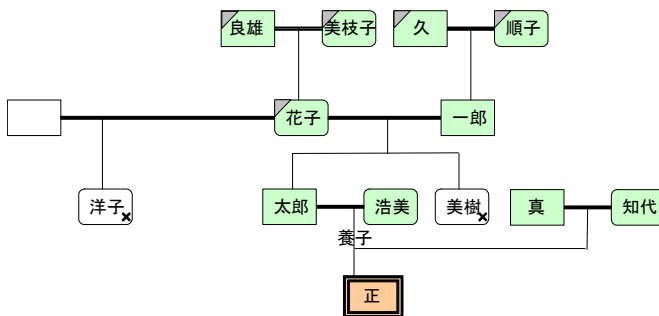
5.4 由紀子の視点

由紀子の視点（図 19）からは、太郎の直系尊属をたどることができるが、太郎の妻や異母弟や養子は見えない。由美子の直系尊属をたどることができるが、祖父のジョンは外国人であるため、母の由美子が生存中はジョンの氏名を見ることができない。由美子が亡くなれば他者詳細画面から由美子の父の氏名を閲覧できる。



(凡例は図 8 と同じ)
図 19：由紀子の視点

5.5 正の視点



(凡例は図 8 と同じ)
図 20：正の視点

正から（図 20）は、実の父母（真と知代）と養父母（太郎と浩美）が見え、両方の直系血族をさかのぼることができる。

5.6 知代の視点

夫と子（正）を他者簡易画面で閲覧できる。正の直系卑属を閲覧できる。正の養父の太郎の他者簡易画面を見ることはできない。

5.7 正が特別養子となる場合

正が普通養子ではなく特別養子となる場合を考えてみる。正からは父母（太郎と浩美）を他者簡易画面で閲覧できるが、実の父母（真と知代）は閲覧できない。自己詳細画面の身分事項で自分が出生時の実の父母の氏名を見ることができる（実父、実母と記す）。

知代からは正を他者簡易画面で閲覧できないが、自己詳細画面の身分事項で、子出生、特別養子縁組時点での正の氏名を見ることができる。

6 関連システムと議論

家系図データベースに関しては、FamilySearch [7]、WorldGenWeb Project [8]などがある。ここでは前者を例にあげる。FamilySearch は末日聖人イエス・キリスト教会による世界最大規模の家系図データベースである。本機能との大きな違いとして、(a) データは死亡者のみ、(b) データの登録は各種資料を参考にしつつ教会や利用者が行う（重複や間違いなどが発生する）、(c) 誰でも閲覧可能、(d) 国籍を問わない、があげられる。本機能とは異なるものであり、共存できると考える。

米国において家系図データベースがさかんな背景には移民が多いことがあるが、国家が身分関係を記録する戸籍というシステムが存在しないことも理由のひとつではないだろうか。本機能のアイデアは、戸籍を有する我が国だからこそ実現可能であり、世界に向けて意義のあるプロトタイプを提案できるのではないかと考える。

7 おわりに

日本国民のパーソナルアーカイブ構想における個人基本データ検索機能について、続柄に基づく検索に焦点をあてて検討、設計を行った。戸籍法と関連する法律を改正して「新しい戸籍」をつくり、その戸籍のデータの一部を利用することを前提とした。

本機能は、将来日本国民による戸籍検索が可能になった場合の戸籍検索システムのプロトタイプとして位置付けられると考えている。

注・参考文献

- [1] 村上晴美：日本国民のパーソナルアーカイブ構想、情報処理学会研究報告、Vol.2006、No.31、pp.41-46、(2006)。
- [2] 本機能を相続に関連する身分事項も含めて設計することも可能であるが、今回は検討外（別途検討）とする。
- [3] 深谷松男：現代家族法第 4 版、pp.16、青林書院、(2004)。
- [4] 個人 ID は仮に「出生年-シリアル番号」とする。
- [5] 住所を永久保存にすると住民移動に問題が発生するかもしれないので、記録を残さない選択を本人ができる設定にしたほうがよいかもしれない。
- [6] 紙原稿で背景色を確認できない場合は、「背景色付き」を「名前が表示され、右下に×印のついていない」とよみかえてほしい。以下の図も同様である。
- [7] FamilySearch, <http://www.familysearch.org/>。
- [8] WorldGenWeb Project, <http://www.worldgenweb.org/>。(URL は 2006 年 10 月 26 日にアクセス確認した。)